

対象者について

「対象者」に関するよくある質問と回答

	質問	回答
1	当別町の接種対象者は。	接種を受ける日に当別町の住民基本台帳に登録されている方です(住民登録のある外国人住民を含む)。
2	やむを得ない事情があり、住民票を置いていない自治体で接種を受ける場合、どうすればいいか。	以下の項目に当てはまる場合は、接種を受ける際に医師への申告を行ってください。当てはまらない場合は、申請が必要となりますので、接種を受ける自治体へご連絡ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院、入所者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合 ・災害による被害にあった方 ・拘留または留置されている方、受刑者 ・住所外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である方 なお、当該対象者は、接種を受ける時点に置いて、現にその状態である方に限りません。
3	何故、原則住民票のある場所と指定されているか。	国の基準によって示されています。
4	接種対象者は自治体によって異なるか。	自治体ごとの対象者の差はありません。
5	1度目の接種を当別町で受けた後、他自治体に引越す予定がある。その場合2度目の接種も当別町で接種を受ける必要があるか。	他自治体で接種可能です。ただし、1回目に受けたワクチンと同じ種類のワクチンの接種が必要となります。接種の詳細については、転出先の自治体にご確認ください。
6	何歳から接種可能か。	現在薬事承認されている、ファイザー社の新型コロナワクチンについては、16歳以上が薬事承認の対象となっています。また、予防接種法に基づく公費での接種の対象は16歳以上の方です。このため、16歳に満たない方は、ワクチン接種の対象とはなりません。アストラゼネカ社、モデルナ社の新型コロナワクチンでは、18歳以上に対して臨床試験が行われており、今後、提出された臨床試験のデータに基づき、接種の年齢が決められます。また、ファイザー社、モデルナ社の新型コロナワクチンでは12歳以上の小児を対象とした臨床試験が開始されています。接種の対象者は、現時点の科学的知見に基づいて決められています。将来的には、接種の対象年齢が広がる可能性もあります。
7	接種対象の「16歳以上」とはいつ時点の年齢になるか。	接種日時点の年齢になります。
8	妊娠中や授乳中の方は、ワクチンを受けることができるか。	妊娠中、授乳中の方も、新型コロナワクチンを受けることができます。ただし、妊婦または妊娠している可能性がある女性には、海外の実用経験などから現時点で特段の懸念が認められているわけではありませんが、安全性に関するデータが限られていることから、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととしています。なお、日本産婦人科感染症学会・産婦人科学会からは、「感染リスクが高い医療従事者、重症化リスクがある肥満や糖尿病など基礎疾患を合併している方は、ワクチン接種を考慮する」と提言されています。また、授乳中の女性については、現時点で特段の懸念が認められているわけではなく、海外でも接種の対象とされています。ワクチンを受けるかお悩みの方は、主治医にご相談ください。
9	日本国籍を有する者で、海外から日本国内に一時帰国している者(住民票に記載のない者)は接種対象となるか。	接種を希望し、2回の接種が可能な場合、接種対象者となります。
10	短期滞在の外国人は接種対象となるか。	対象になりません。
11	生活保護受給者も対象か。	対象になります。
12	優先順位の「高齢者」とは何歳からであるか。	令和3年度中に65歳以上に到達する方です(昭和32年4月1日以前に生まれた方)。